



STANDARD
TOKYO

2023年6月21日

各 位

会社名 株式会社テイツー
代表者名 代表取締役社長 藤原 克治
(コード番号:7610 スタンダード)
問合せ先 取締役管理本部長 青野 友弘
電話番号 048-933-3070

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、自己株式の処分（以下「本自己株式処分」又は「処分」といいます。）を行うことについて決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分の概要

- | | |
|------------------------|--|
| (1) 処分期日 | 2023年7月20日 |
| (2) 処分する株式の種類及び数 | 当社普通株式 250,000株 |
| (3) 処分価額 | 190円 |
| (4) 処分総額 | 47,500,000円 |
| (5) 処分先及びその人数並びに処分株式の数 | 当社取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）6名 250,000株 |
| (6) その他 | 本自己株式処分については、金融商品取引法に基づき臨時報告書を提出しております。 |

2. 処分の目的及び理由

当社は、2022年5月26日開催の第32期定時株主総会において、当社の社外取締役及び監査等委員である取締役を除く取締役（以下「対象取締役」といいます。）に対する中期的な業績達成へのインセンティブの付与及び株主価値の共有を目的として、当社の譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を改定し、譲渡制限付株式取得の出資財産とするための金銭報酬（以下「譲渡制限付株式報酬」といいます。）として、対象取締役に対して、年額1億円以内の金銭報酬債権を支給することを決議しました。

その上で、当社は、2023年6月21日開催の取締役会において、本制度に基づき交付される譲渡制限付株式（以下「本割当株式」といいます。）を、下記3.の内容により、対象取締役6名に対し本割当株式250,000株を割り当てることを決議しました。

なお、本制度の概要につきましては、以下の本制度の概要等をご覧ください。

【本制度の概要等】

当社は、2022年5月26日開催の第32期定時株主総会において、本制度について、譲渡制限付株式報酬として、対象取締役に対して、年額1億円以内の金銭報酬債権を支給すること、発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年100万株以内（ただし、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）とすること、譲渡制限付株式の譲渡制限期間を3年間から30年間までの間とすること、譲渡制限付株式報酬の譲渡制限解除にあたっては業績条件を付すことができるようにすること、及び各対象取締役に対する具体的金額、支給の時期、業績条件の有無等の決定は、取締役会の決議によるものとするにつき、ご承認をいただいております。

対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本制度に基づき支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとします。

なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）とします。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとします。

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日より3年間から30年間までの間で当社の取締役会が予め定める期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式（本割当株式）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

(2) 退任又は退職時の取扱い

対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社又は当社の子会社の取締役、執行役、取締役を兼務しない執行役員、監査役、使用人、顧問又は相談役その他これに準ずる地位のいずれの地位をも退任又は退職した場合には、その退任又は退職につき、任期満了、死亡その他正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

当社は、本割当株式ごとに、譲渡制限期間が満了した時点で、次のいずれかの条件を

満たしたことをもって譲渡制限を解除する。

- ・条件①：対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社の子会社の取締役、執行役、取締役を兼務しない執行役員、監査役、使用人、相談役又は顧問その他これに準ずる地位にあったこと
- ・条件②：条件①に加え、当社が定める業績条件が達成されたこと

ただし、当該対象取締役が、上記(2)に定める任期満了、死亡その他正当な理由により、譲渡制限期間が満了する前に上記(2)に定める地位を退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、譲渡制限期間が満了した時点において、上記に定める譲渡制限解除条件が達成されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) その他の事項

本割当契約において、割当株式ごとに設定される譲渡制限の解除にかかる条件①及び条件②の別、及び条件②に定める業績条件、並びにその他の事項は当社の取締役会において定めるものとする。

3. 譲渡制限付株式割当契約の内容の概要

譲渡制限付株式の割り当てにあたって、当社取締役会決議に基づき、当社と対象取締役との間で締結される譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとします。

(1) 譲渡制限期間

譲渡制限期間は、2023年7月20日から2053年7月20日までです。

(2) 譲渡制限の解除条件

当社は、本割当株式ごとに、次のいずれかの条件を満たしたことをもって譲渡制限を解除します。

- ・条件①：譲渡制限期間が満了した時点で、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社の子会社の取締役、執行役、取締役を兼務しない執行役員、監査役、使用人、相談役又は顧問その他これに準ずる地位にあったこと

- ・条件②：譲渡制限期間満了前に、対象取締役が、当社又は当社の子会社の取締役、執行役、取締役を兼務しない執行役員、監査役、使用人、顧問又は相談役その他これに準ずる地位のいずれの地位をも退任又は退職した場合であって、その退任又は退職につき、任期満了、死亡その他正当な理由があったこと。

(3) 当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間満了時において、条件①を満たしていない本割当株式について、その全部を当然に無償で取得します。

当社は、譲渡制限期間満了前に対象取締役が退任した場合であって、条件②を満たしていない本割当株式について、その退任時点をもってその全部を当然に無償で取得します。

その他、当社は、対象取締役に法令等違反行為が認められると甲の取締役会が認めた場合等、契約に定める一定の事由が生じた場合、当該事由が生じた時点をもって当該対象取締役の本割当株式について、その全部を当然に無償で取得します。

(4) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役が野村證券株式会社に開設した専用口座で管理されます。当社は、本割当株式に係る譲渡制限等の実効性を確保するために、各対象取締役が保有する本割当株式の口座の管理に関連して野村證券株式会社との間において契約を締結しています。また、対象取締役は、当該口座の管理の内容につき同意するものとします。

(5) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、当該時点において保有する本割当株式の数について、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る本譲渡制限を解除します。

(6) 譲渡禁止期間

(1)に定める譲渡制限期間中、本割当株式の交付日の属する事業年度経過後3月を超えるまでの期間は、(2)の条件を満たした場合であっても、譲渡制限を解除せず、対象取締役の死亡による退任時及び組織再編時は、当社が本割当株式の全部を無償取得することとします。

5. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

割当予定先に対する本自己株式処分は、本制度に基づく当社の第34期事業年度の譲渡制限付株式報酬として支給された金銭報酬債権を出資財産として行われるものです。処

分価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、2023年6月20日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である190円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的で、かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以 上